

議案第17号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年 2 月24日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「国際戦略総合特区推進部」を「科学技術振興部」に改め、同条第10号中「都市建設部」を「まちづくり推進部」に改め、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

（11）建設部

第3条第1号イ中「重要政策の調整」を「政策の総合調整」に改め、同条第2号エ中「公有財産」を「情報政策及び電子計算」に改め、同条第3号イ中「行政経営」を「国際交流」に改め、同号ウ中「区画整理」を「市街地整備」に改め、同号エを削り、同条第4号中「国際戦略総合特区推進部」を「科学技術振興部」に改め、同条第5号に次のように加える。

ウ 公有財産に関すること。

第3条第6号ウを削り、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとする。

第3条第11号を次のように改める。

(11) まちづくり推進部

ア 都市計画に関すること。

イ 建築指導に関すること。

ウ 開発に関すること。

エ 交通政策に関すること。

第3条第12号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 建設部

ア 道路、河川その他土木に関すること。

イ 都市施設及び体育施設に関すること。

ウ 住宅及び建築に関すること。

エ 地籍調査に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(つくば市都市計画審議会条例の一部改正)

2 つくば市都市計画審議会条例（昭和63年つくば市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
つくば市行政組織条例 第1条（略） （部局の設置） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158号第1項の規定に基づき，市長公室及び次に掲げる部を置く。 (1)・(2)（略） (3) <u>科学技術振興部</u> (4) - (9)（略） (10) <u>まちづくり推進部</u> (11) <u>建設部</u> (12)（略） （分掌事務） 第3条 市長公室及び部の分掌事務は，次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア（略） イ <u>政策の総合調整</u>に関すること。 ウ（略） (2) 総務部 ア - ウ（略） エ <u>情報政策及び電子計算</u>に関すること。 オ - キ（略）	つくば市行政組織条例 第1条（略） （部局の設置） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158号第1項の規定に基づき，市長公室及び次に掲げる部を置く。 (1)・(2)（略） (3) <u>国際戦略総合特区推進部</u> (4) - (9)（略） (10) <u>都市建設部</u> (11)（略） （分掌事務） 第3条 市長公室及び部の分掌事務は，次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア（略） イ <u>重要政策の調整</u>に関すること。 ウ（略） (2) 総務部 ア - ウ（略） エ <u>公有財産</u>に関すること。 オ - キ（略）

改 正 後	改 正 前
(3) 企画部 ア (略) イ <u>国際交流</u>に関すること。 ウ <u>市街地整備</u>に関すること。 — (4) <u>科学技術振興部</u> ア・イ (略) (5) 財務部 ア・イ (略) <u>ウ 公有財産に関すること。</u> (6) 市民部 ア・イ (略) — <u>ウ</u> スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。) <u>エ</u> 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。) (7) - (10) (略) (11) <u>まちづくり推進部</u> <u>ア 都市計画に関すること。</u> <u>イ 建築指導に関すること。</u> <u>ウ 開発に関すること。</u> <u>エ 交通政策に関すること。</u> — — — — — —	(3) 企画部 ア (略) イ <u>行政経営</u>に関すること。 ウ <u>区画整理</u>に関すること。 <u>エ 情報政策及び電子計算に関すること。</u> (4) <u>国際戦略総合特区推進部</u> ア・イ (略) (5) 財務部 ア・イ (略) — (6) 市民部 ア・イ (略) <u>ウ 国際交流に関すること。</u> <u>エ</u> スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。) <u>オ</u> 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。) (7) - (10) (略) (11) <u>都市建設部</u> <u>ア 都市計画に関すること。</u> <u>イ 都市施設に関すること。</u> <u>ウ 建築指導に関すること。</u> <u>エ 開発に関すること。</u> <u>オ 交通政策に関すること。</u> <u>カ 道路に関すること。</u> <u>キ 住宅及び建築に関すること。</u> <u>ク 地籍調査に関すること。</u> <u>ケ 河川その他土木に関すること。</u>

(12) <u>建設部</u> <u>ア 道路，河川その他土木に関すること。</u> <u>イ 都市施設及び体育施設に関すること。</u> <u>ウ 住宅及び建築に関すること。</u> <u>エ 地籍調査に関すること。</u> (13) (略) (以下略)	(12) (略) (以下略)
---	------------------------------

つくば市都市計画審議会条例（昭和63年つくば市条例第120号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
つくば市都市計画審議会条例 第1条 - 第6条 （略） （庶務） 第7条 審議会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>において処理する。 （以下略）	つくば市都市計画審議会条例 第1条 - 第6条 （略） （庶務） 第7条 審議会の庶務は、<u>都市建設部</u>において処理する。 （以下略）

つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
つくば市開発審査会条例 第1条 - 第6条 （略） （庶務） 第7条 審査会の庶務は、<u>まちづくり推進部</u>において行う。 （以下略）	つくば市開発審査会条例 第1条 - 第6条 （略） （庶務） 第7条 審査会の庶務は、<u>都市建設部</u>において行う。 （以下略）